

## 第四十三回 会

## 参議院農林水産委員会会議録第三号

(四三)

昭和三十八年二月五日(火曜日)

午後一時十八分開会

委員の異動

二月五日

辞任

龜田 得治君

補欠選任

山口 重彦君

出席者は左の通り。

委員長

理事

櫻井 志郎君

青田 源太郎君

北條 勝八君

井川 伊平君

植垣 伸一郎君

岡村 文四郎君

梶原 茂嘉君

木島 義夫君

中野 文門君

藤野 繁雄君

堀本 宜実君

大森 创造君

北村 暢君

渡辺 勘吉君

牛田 寛君

天田 勝正君

大谷 雄君

林田 慎紀夫君

松岡 亮君

説明員

農林大臣官房  
農林省農林  
經濟局長水產庁參事官  
橋 武夫君

陽介君

農林大臣官房  
農林省農林  
經濟局長

八塚

陽介君

本日の会議に付した案件

○農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○漁港法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○沿岸漁業等振興法案(内閣送付、予備審査)

○農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○漁港法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○沿岸漁業等振興法案(内閣送付、予備審査)

○農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○漁港法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○漁港法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○漁港法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○漁港法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○漁港法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○漁港法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○漁港法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○漁港法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○漁港法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○漁港法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○漁港法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

展に伴いまして、農林漁業の構造改善をはかることがあります強く要請されておりますが、これにこたえるために、その資金的裏づけとして農林漁業に対する長期かつ低利な資金の融通を拡充円滑化することが特に重要なことがあります。このよう農林漁業の体質改善をはかるための資金需要にこたえるべく、政府は從来から農林漁業金融公庫の融資ワクの拡大等に努め、特に昭和三十六年度におきましては、農業近代化資金制度を創設して農業関係施設資金の供給の円滑化をはかつて参ったのであります。

しかしながら、農業及び沿岸漁業の構造改善事業の実施の状況、農林漁業経営の現状等を見ますに、現行の制度金融のうちには、その貸付金利、償還期限、貸付限度額等について条件緩和を緊要とするものがあり、特に、農業構造改善事業促進策に基づく事業の実施に必要な経営近代化施設の融資については、各種の事業を総合的計画的に、かつ短期間に実施いたしました関係上、民間資金を原資とする農業近代化資金ではなく、長期低利の財政資金によるべきことが要請される等、なお大幅な改善の必要が痛感されるのであります。このため、昭和三十八年度から、新たな構想のもとに、農業及び沿岸漁業の構造改善の計画的推進をはかり、農業経営及び林業経営の規模の拡大、改善と農業生産の選択的拡大を特に促進するため、これに必要な長期資金を特別に有利な貸付条件で農林漁業

金融公庫から融通することを目的とする農林漁業経営構造改善資金融通制度を創設することとしたのであります。

以下、改正のおもな内容について御説明申し上げます。

第一点は、資本金の増額であります。昭和三十八年度におきまして、農業金融公庫は、ただいま申し上げました農林漁業経営構造改善資金三百億円を特に低利に貸し付けることとしておりますほか、その他の農林漁業の植栽育成資金、乳牛または肉用牛の飼養規模を拡大して畜産経営の改善を図るための畜産経営拡大資金、林業につきましては林業経営拡大資金、森林の取得、育林に必要な資金、さらには沿岸漁業経営の近代化をはかるのに必要な沿岸漁船の整備及び沿岸漁業の協業化促進のために必要な資金が含まれておりますとして、昭和三十八年度においておりまして、昭和三十八年度におきましては総額三百億円の融資ワクを確保することといたしております。

これら資金のうちには、從来農業近代化資金制度によって貸し付けられていましたものも含まれておりますが、今後は、いずれも農林漁業の構造改善の促進に特に必要なものとして、系統融資を実施することとしておりますので、現行の資本金に関する規定を改正することとしたのであります。

第二点は、公庫の業務の範囲を拡充することとされています。農林漁業経営構造改善資金の融通を行ないますには、

公庫の貸し付け得る資金の範囲を拡大する必要がありますので、公庫の業務の範囲に關する規定を改正することといたしましたのであります。すなわち、從来農業近代化資金によることとされておりました農業構造改善事業推進資金を、新たに公庫が特別の貸付条件で融通することと

通すること及び畜産經營の拡大のために必要な資金の貸付けの道を開くことに伴いまして、果樹以外の永年性植物の植栽資金および家畜の購入資金を公庫が貸し付け得るようにすることとして、果樹園經營の改善のための資金として新たに果樹の育成に必要な資金の貸付けを公庫の業務に加えますとともに、従来自作農維持創設資金融通法によって農地または採草放牧地に限つて特に公庫が貸し付け得るものとされたおりました土地取得資金を、今回新たに農地または採草放牧地として利用するためには必要な未墾地の取得資金をも含めて、公庫の本来の貸付業務に加えることとしております。

を、果樹植栽資金の場合は二十五年以内、その他の資金の場合は三十年以内といたしております。沿岸漁業機造改善事業推進資金につきましても、漁船その他の施設の改良、造成、取得等に必要な資金については、農業の場合と同様、利率を年三分五厘といたしております。この貸付条件によりまして、構造改善事業の計画的推進と関係農漁民の負担の軽減に資することができるものと考えております。

次に、農地及び未墾地の取得資金並びに森林の取得資金は、農林業經營の規模の拡大を促進するため、年四分五厘とするとともに、貸付期間を二十五年以内とし、さらに農業構造改善事業と関連する農地等の取得の場合には、利率を特に年四分とし、この面からも農業構造改善事業の円滑な推進をはかることいたしました。

また、農業經營の改善合理化にあわせて農業生産の選択的拡大の促進をはかるため、新制度資金として取り扱うこととしたしました果樹園經營改善資金及び畜産經營拡大資金につきましては、従来の公庫資金または農業近代化資金よりも利率を年一分ないし五厘引き下げるとともに、畜産經營拡大資金については、家畜購入資金と施設資金とのセット融資により、従来農業近代化資金では十二年以内であった貸付期間を十五年以内に延長し、さらに沿岸漁船の整備沿岸漁業の協業化の促進のための資金につきましても、従来の公庫融資より利率を年一分引き下げることいたしております。

なお、本制度の実施にあたりましては、貸付限度額の引上げ、行政府による指導の強化等によりその効果の発現

に万全を期することとしておりますが、これと関連いたしまして、公庫の資金融通の円滑化に資するため、公庫が農地等を担保に徵する場合に、その担保評価額を引き上げるとともに、別途農地法に基づく農林省令を改正いたしました。そして、その担保権実行の際、公庫がみずから競落人となつて担保に徴した農地等を取得し得る道を開くようにし、農地等の担保力の活用をはかって参りたいと考えております。

以上がこの法律案の提案の理由及びおもな内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願い申し上げます。

次に農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

農業近代化資金制度は、農家の預貯金等を長期低利の農業關係施設資金として還元することをねらいとし、このため農業協同組合系統機関の資金を活用することとして創設されたものであります。農業近代化資金助成法が昭和三十六年十一月に公布施行されてからすでに一年余を経過し、昭和三十六年度におきましては約二百七十三億円が貸し出され、昭和三十七年度におきましても、その利子補給承認額は融資ワク五百億円のほぼ満額に達する見込みであります。この法律に基づく政府の助成によりまして、農業者等の資本裝備の高度化、農業經營の近代化をはかるために必要な資金の融通が円滑となり、農業協同組合系統融資機関に蓄積させていた農家資金の農業への還元が促進されて参りました。おおむね所期の成果を達成しつつあるものと考えております。

しかしながら、農家の預貯金の状況を見ますに、地方銀行等の一般の金融機関にも相当な額の預金が預け入れられておりまして、一般金融機関と取引をされている農家も少なくないと考えられるのであります。したがいまして、農家資金の農業への還元という制度本来の趣旨からいたしまして、また近年ますます旺盛になつてゐる農家の資金需要を充足させますために、このようない方銀行等の保有しております農家資金を農業に還元し、また、農協系統融資機関から資金を借りがたい農業者等に農業近代化資金を借り入れる道を開く必要がありますので、この際政府の助成にかかる農業近代化資金の融資機関の範囲を拡大し、銀行その他の金融機関で政令で定めるものをこの融資機関として加えることとしたのであります。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。何とぞ慎重審議の上、すみやかに御可決下さいましてよろしくお願いいたします。

漁港法は、御承知のとおり、水産業の基盤である漁港に関する基本的法律としていたしまして、昭和二十五年に制定、公布を見ましたが、それ以来本法の規定により漁港の維持管理の適正化をはかるとともに、漁港整備計画について、第十四回及び第二十二回の両国会の御承認を得て、これに従い、漁港設備の実を上げ、わが国水産業の發展に寄与しているものであります。

水産業の発展と漁船の大型化、漁業情勢その他経済事情の著しい変化に伴い、現行の漁港整備計画を実情に即するよう改める必要が生じてきています。このため今次国会の御承認を得て漁港整備計画を変更することいたしておりますが、その変更整備計画におきましては、緊急に整備を要する重要な漁港につきまして重点的に整備をはかることいたしております。あります。そのうち特定第三種漁港につきましては、今後事業の規模も大きくなり、地元地方公共団体の負担も増大して参りますので、この法律に基づく国の負担割合を引き上げる措置を講ずる必要が出て参ったのであります。このほか、本法の施行後における漁港審議会の運営の実情にかんがみ、その組織についての規定を整理することが一そうちその運営の実情に即するゆえんと存じまして、この際漁港法の一部を改正することとし、本法律案を提出いたしました次第であります。



いまでの、公庫法第四条第一項の公庫の資本金をそれだけ増額しようとするのが改正の第一点でございます。

次に、今回の改正の眼目である農林漁業経営構造改善資金金融通制度の創設に関する改正でございます。この新制度の創設の目的、趣旨につきましては、ただいま御説明のありました通りでございます。法律の上では新しく第十八条に追加いたしました第三項に、農業もしくは沿岸漁業の構造改善の計画的推進をはかり、または農業経営の規模の拡大、農業生産の選択的拡大、もしくは林業経営の改善を促進するためには必要な一定の資金につきましては、別表第二に定める特別に有利な利率その他の貸付条件で貸し付け得る旨を規定し、新制度の趣旨を表明しているのでございます。

これに関連いたしまして若干御説明申し上げますと、まず、新制度の大きなねらいは、構造改善事業の計画的推進をはかるため、これに必要な長期低利の資金を公庫から円滑に融通することにあるのであります。御承知のとおり、農業構造改善事業は、全国約三千五百市町村を対象とし、一定の年次計画により本年度から具体的な事業の実施段階に入ったのでございます。この事業の円滑な実施を確保いたしますために、その中核をなします補助事業につきましては、特に高率の補助率を適用しているのでございますが、融資の面におきましても必要な原資を確保いたしますとともに、関係農民の負担軽減のため、特に長期低利の条件をもつて融通することとする必要があるのでござります。このような事情を考慮いたしました結果、從来農業近代化資金の

融資対象とされておりました個人施設と、共同施設である経営近代化施設のうち、農業者の協業組織の設置するものに限つて、これを公庫からの融資に切りかえることとし、その貸付条件を、個人施設の分を中心に大幅に緩和することとしたのであります。

沿岸漁業の構造改善事業は、全国おむね四十二区域を対象として、農業の場合と同様、一定の年次計画に基づいて実施しているのでござりますが、別途今国会に提案されております沿岸漁業等振興法案に基づく国の施策となりましたとして、この事業の円滑な実施を確保いたしますため、従来から公庫が融通をしておりました漁船の建造、海面養殖施設等の沿岸近代化資金の金利を大幅に引き下げて、沿岸漁業者の負担軽減をはかったのであります。このほか沿岸漁業については、構造改善事業の先行的な実施という意味合いで実施しております沿岸漁船の整備促進事業がございますが、この事業における漁船建造等の資金並びに沿岸漁業等、振興法案にも規定しております生産行程の協業化促進のために、必要な漁船の建造等の資金、海面養殖施設等の造成資金等は、いずれも従来から公庫が融通をして参ったのでありますが、これららの漁業は、広い意味において沿岸漁業の構造改善のための事業でありますから、構造改善事業推進資金とともに、新制度資金いたしまして金利引き下げを行なっているのであります。

次に、新制度の重要なねらいといたしまして、農業経営の規模拡大をうたつてゐるのであります。これは農業基本法において国は自立經營の育成のために必要な施策を講すべきことを規定

定されておりますが、今日この方向に沿つて農業経営の改善をはかつて参りますには、何と申しましても、経営の基幹的施設である経営耕地の拡大が必要であると存じます。これにつきましては、御承知のとおりかねて自作農維持創設資金金融通法に基づきまして、公庫より農地及び採草放牧地の取得資金を、年五分、償還期限二十年以内の貸付条件で融通して参つておるのであります。この資金の融通は、もともと農地改革によつて創設されました自作農の経営の維持安定が主眼となつていたものであります。最近においては、その運用面におきまして積極的に経営の拡大改善をはかるための前向きの金融融通という性格を強めて参りました。今後の農業動向を考えますとき、このようない方向における農地等の取得金額を一そう円滑にする必要があり、またこのことは、農業構造の改善をはかるためにも肝要なことと存じまして、今回的新制度に、農地及び採草放牧地の取得資金に加え、金利の引き下げと、償還期限の延長を行なおうとしているのであります。なお從来の農地等の取得は、開拓ペイロット事業の場合に農地の造成資金も含めて融資が行なわれる場合があつたのであります。ところが最近においては、農業構造改善事業等におきまして未墾地を取得して共用地を造成するとか、家畜飼養のための草地として利用するというような事例が増加して参つておりますが、また果樹園経管の拡大のため、未墾地を購入して、自立開墾によりこれを果樹園とするというような農家もかなり見受けら

れるのであります。これらの場合の取得資金が相当の額に達するというところを見ていますのであります。このようないふな事情がござりますので、新制度におきましては、農地、採草放牧地の取得金融に未墾地の取得関係をもあわせまして、農業経営の改善のための土地取得資金の融通を行なうということといたしたのであります。

次に、農業生産の選択的拡大を促進することが新制度の趣旨の一つに掲げてあるのでございますが、畜産及び果樹農業に関する施策の強化が要請されおることについては異論のないところかと存じます。果樹園につきましてはすでに果樹農業振興特別措置法が制定されまして、将来における需要の伸長が見込まれる主要果樹について果樹園經營計画を作成し、都道府県知事がこの計画を適当であると認定いたしました場合には、計画達成のために必要な果樹の植栽資金を公庫から年七分以内の条件で貸し付ける旨を規定していることは御承知のとおりであります。

しかしながら、果樹は植栽後成木になつて収益が得られるようになるまでに相当の年月を要するのであります。その間の肥培管理等の育成に要する費用につきましても、長期低利の資金の融通を要望する声がかねて強かつたのであります。また畜産につきましては、今後の畜産物需要の動向に照らして特に酪農及び肉用牛経営の育成強化が緊急に要請されておりますが、これらの経営の改善合理化をはかり、生産性の高い経営を確立するためには、現状の平均一、二頭程度の零細な飼養規模ではなかなか困難なものがあります。これをある程度多頭飼育にまで

持つて参りまして、同時に飼料の自給率を高め畜舎、サイロ等の施設の整備をはかる等の総合的な施策が計画的に実行なわれる必要があるのであります。が、これには相当の額の資本投下を要します。また飼養規模拡大のための乳牛あるいは肉用牛の購入資金と施設の整備に要する資金とをセットにして貸し付け、これらを一括して長期低利の条件とする必要があるのであります。

以上申し述べました諸点にかんがみまして、果樹農業振興特別措置法に基づく果樹園経営計画の達成に必要な資金のうち、果樹の植栽資金と育成資金並びに牛乳または肉用牛の飼養規模を拡大しつつ、生産性の高い合理的な經營を確立するのに必要なこれらの家畜の購入資金及び畜舎等の施設の整備に要する資金を新制度資金として公庫から融通することにいたしたのであります。

最後に、林業の経営改善に必要な資金につきましては、従来から公庫が森林の取得に必要な資金及び森林の管理に要する資金を貸し付けて参ったのでございますが、今回農業及び沿岸漁業の経営の拡大改善をはかるものと同趣旨におきまして、これを新制度資金とし、金利、償還期限等の貸付条件等を緩和することとしたのでございます。

以上、今回の新制度創設の趣旨をそれぞれの資金に応じて御説明申し上げたのでございます。

次に、本法律案におきましては、新制度によって新たに貸し付けることとなる資金につきまして、公庫に貸付の業務能力を与えるため、公庫の業務の範囲を拡大することといたしております。

す。第十八条第一項の改正がそれであ  
りまして、第一に、新しい第一号の二  
として、「農地又は採草放牧地」、これ  
には農地または採草放牧地とするため  
の土地、いわゆる未墾地を含むのであ  
りますが、これの取得に必要な資金を  
加えております。このように「農地又  
は採草放牧地の取得」資金の貸付を公  
庫が本来の業務として行なうことと改  
めることに関連いたしまして、現行の  
公庫法第一条第二項に、これらの資金  
を自作農維持創設資金金融通法に基づい  
て貸し付けることを公庫の目的とする  
旨を規定しているのでございますが、  
この取得資金の部分を削除するととも  
に、法案の附則第三項におきまして、  
自作農維持創設資金金融通法の一部改正  
を行ないまして、法律の題名を「自作  
農維持資金金融通法」に改め、同法第一  
条の（目的）及び第二条第一項の資金  
の（貸付）を規定しております条文か  
ら、農地及び採草放牧地の取得にかか  
る部分を削ることとしております。  
なお、改正後の第一号の二の資金に  
は取得しようとする「土地の農業上の  
利用を増進するため」に「利用する必  
要がある土地」、いわゆる付帯地をあ  
わせて取得する場合の付帯地の取得資  
金を含むこととされております。

農業構造改善事業の実施のために必要なものに限ることとしております。その範囲については、今後の構造改善事業の実施の状況等を勘案して、主務大臣が具体的に指定することになるのであります。

第四に家畜の購入に必要な資金を第一号の五として加えることにいたしております。この資金は乳牛または肉牛につき、飼養規模を拡大して、合理的な、生産性の高い多頭飼育経営を確立するために、乳牛または肉用牛の購入資金を畜舎その他の施設の設備等々に要する資金とセットにして貸し付けの場合と、農業構造改善事業の実施のためには必要な家畜の購入の場合に限られるのであります。

なお、新たに第四号の三として、林

公庫の業務方法書で定めることになるのであります。そのうち貸付限度額につきましては、新制度の要綱に定めておりますように、従来の公庫資金または農業近代化資金の限度額よりも所要の引き上げを行なうことといたしまして、新制度の目的の達成に遺憾のないようにいたしているのでござります。

新制度は昭和三十八年度から発足されることといたしております。

また附則第四項におきましては、果樹園經營改善資金の利率を公定いたしましたことに伴いまして、果樹農業振興特別措置法中の果樹の植栽資金の利率を規定いたしましたので、同法第五条第二項の規定が不要となりますので、これを附則第四項において削除をいたしております。

次に、本制度の創設の目的を達成いたしましたためには、新制度資金の貸付によって眞に經營構造が改善され、生産性の向上と、所得の増大が確保されるよう、政府はもちろんのこと、都道府県、市町村等による適切な行政指導、なかんずく農業改良普及員等による能率的な經營指導が必要でござりまする。この第三には、特にこの行政庁による指導によつて、制度の効率的な運営をはかるべきことを定めているのであります。

これに関連いたしまして特に申し上げたいことは、從来自作農維持創設資金通法におきましては、農業者が農地または草放牧地の取得資金を借り受ける場合には、農業經營安定計画を作成し、都道府県知事が適当と認定した場合に限り貸し付けるものとされて

おりますが、今日の新制度の創設に伴ない、農地または採草放牧地の取得について同法の計画の作成、都道府県知事の認定が法律上の制度としてはなくなるのであります。しかし本制度による資金を貸し付けて、農業経営の拡大改善をはかりますためには、やはり農業者が農業経営の改善のための計画を作成し、都道府県知事の計画認定を受けることが適当であると考えられますので、今後は行政措置によりまして從前とほぼ同様の制度を設けて運営したい所存でございます。

最後に、制度要項の第四に定めております農地担保の活用の点でござります。今回の新制度におきましては、農業者当りの貸付金額が従来よりも相当引き上げられ、また償還期限も一長期となつておりますので、これに関連をいたしまして資金融通の円滑化をはかるためには、農業者の有する最大の資産である農地等を担保に活用することが適當であると思うのであります。そのためには公庫が担保に徴しました農地等の評価額を現在よりも引き上げるとともに、その農地等が万一競落されるような事態に立ち至りました場合に、不當に低い價格で競落されることを避けるため、公庫が競落人となつて農地等を取得し得る道を農地法に基づく省令の改正によって開く必要があるのです。もちろん、公庫は從来から貸付債権の保全のために物的担保のほか、人的保証でも差しつかえないととしております。今回の措置によって全面的に人的保証を農地等の物的担保に切りかえるわけではありません。人的保証と並んで農地等の担保力が十分に活用されるならば、一

そう資金融通が円滑になるわけでありまして、この措置によりまして公庫資金の貸付を受ける農業者の利益が増進されることになると思うのであります。

以上本法律案、及びこれに関連する主要な問題についての補足説明を終ります。

次に、引き続きまして農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案につきまして補足説明をいたします。

今回の改正の趣旨は、ただいま提案理由の説明に尽きておりますので、政令で追加いたします融資機関として、政令で定めるものとしては目下検討中でございますが、地方銀行等、農家の預貯金が相当の額に達し、農業向け設備資金の貸し出しもかなり見られる金融機関を指定する所存でございます。

以上簡単でございますが補足説明を終わります。

それでは次にお配りしてござります……

○委員長(櫻井志郎君) 簡潔に言って下さい。

○政府委員(松岡亮君) 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案関係資料につきまして簡単に御説明いたします。

最初の表は農林漁業経営構造改善資金推進資金以下各種資金がございまして、これが新しく農林公庫に設けられます。これで、ご覧いただきたいのは、まず資金の種類としまして、左の欄にあげてありますように、農業構造改善事業をその三十八年度におきま

では、三十八年度貸付契約計画額の欄にござります数字、合計三百億といたしまして、それぞれ三十六億円、三十億円等のワクを予定してございます。それから、右のほうの金利その他の条件につきましては次の表で今度の新制度と現行の条件とを対比してござりますので、これで申し上げます。

まず、農業構造改善事業推進資金でございますが、現行制度は農業近代化資金で融資いたしておりますが、金利は六分五厘、それから、貸付期間は二年以内で、それぞれの融資対象によって異っておりますが、これを新制度におきましては金利を三分五厘にし、貸付期間は、これも物によつて違うわけでありますが、二十年以内に延長いたしたのであります。なお果樹に關しましては二十五年以内でござります。この構造改善事業推進資金の中の果樹も二十五年以内でござります。それから、一件当たりの貸付限度額は、現在の農業近代化資金におきましては、個人が二百万円、協業組織の場合が一千万円となつております。個人の場合は一般に百万円ございまして、特に知事の承認を受けた場合二百万円となつておるのでござります。それを新制度におきましては、個人の場合は最高二百五十五万円、協業の場合は現状と同じで一千万円まで借りられる。こういうことにいたしております。

次に、果樹園経営改善資金でございますが、これは現在公庫にございまして果樹農業振興特別措置法に基ついて資金につきましては据え置きの期間中でございますが、新制度におきまして

は据置期間中五分五厘、償還期間中十二年五分五厘、年利四分五厘であります。これらは、現状は一応定めていないのであります。ですが、反当たり大体三万七千円まで貸すということで、一件当たり多くても五、六十万円まで貸しておつたのが現在の実情でございますが、これを明確に限度を定めまして、一件当たり一百五十万円まで貸し付ける、こういふことにいたしました。

それから、次に畜産經營拡大資金でございますが、これは現在近代化資金で、これに相当するものが家畜とか、畜舎とか、サイロとか、それぞれ貸付けられておるわけであります。その金利は六分五厘で、これを据置期間中五分五厘、償還期間中六分といったところです。まして、貸付期間も現状において十二年以内のものを十五年以内に延長いたしました。限度額も先ほどの構造改善事業推進資金と同じ二百万円を、乳牛の場合には二百五十万円、和牛の場合には二百万円と、こういうことにいたしました。

その次の農地及び未墾地取得資金は、先ほども申し上げましたが、自創資金から、この資金に移管いたしまして未墾地を含めまして新しく貸し付けましたことにいたしました。現行の自創資本金では金利が年五分、貸付期間は二年以内と、限度額は四十万円となつておりますが、これを新制度におきましては、構造改善事業に関連するものは四分、一般は四分五厘、貸付期間は二十五年、五年延長いたしました。それから限度額は現行の倍の八十万円、こ

なお申しおくれましたが、果樹園經營改善資金、これはその貸し付けの内容につきましては現行の公庫資金と同じでございますが、条件を緩和いたしました。取得資金につきましては、現在五分五厘のものを構造改善地区は四分、一般は四分五厘、これは前の農地と同じでございます。それから、貸付期間は二十年を二十五年に、限度額は五十万円を八十万円に引き上げた、こういうことにいたしております。

管理資金のほうは、金利五分五厘を五分に、貸付期間は同じく二十年でございますが、限度額を、八十万円にいたしました。

沿岸漁業は、農業構造改善事業と同じく、構造改善事業推進資金につきましては、六分五厘を三分五厘にいたしました。

それから一番最後の沿岸漁船整備及び沿岸漁業協同化促進資金は、金利は、それぞれ一分ずつ下げまして、協業化促進資金の限度額を八百万円から一千万円に引き上げました。

新制度の貸付条件を現行制度に比較して申し上げますと、大体以上のとおりであります。

その次の表は、簡単に申し上げますと、公庫の出資金の資本と借り入れの推移でございますが、「一番右のほうに三十八年度の出資額がございます。一般会計の出資と、産投会計からの出資とを合わせまして、計の欄に二百二十

億円というものがございます。これが今回改正される資本金の額でございます。三十七年度は三百三十三億円、約七割の増額でございます。三十六年度は八十九億、まあ大幅な増額をいたしております。この表はこのくらいにいたします。

その次の表は、農林公庫全体の貸付契約の計画額、簡単に言いますと、貸付決定額の予定でございます。三十七年度が合計で七百十億円でござります。来年度は八百七十億円、百六十億円の増加でございまして、これも一般の財政投融資計画に比べますと、ずっと伸びは大きくなつておるのでござります。このうち三十八年度は新しく三百億円の新制度を設けております。こういうことでござります。

それからその次の表は、年度別業種別の貸付契約実績でございます。これは参考のため添付してござります。

その次が回収金でございます。来年度の原資としましては、この回収金のうち二百二十億円を予定いたしておりますが、過去の実績がら見まして大体妥当なところではないかと考えられます。

これが農林公庫関係の資料でござります。

その次に、近代化資金助成法の一部を改正する法律案関係資料、これについて申し上げます。

まず最初の表は、三十六年度農業近代化資金の利子補給承認額でございまが、これを施設別にごらんいただきまして、全体が大体二百八十一億円でございますが、そのうちの八七%、二百四十六億円が個人施設に貸し出されております。残りが共同利用施設でござります。

その次の表に移りまして、今度は業種別と經營組織別に融資の状況を見ますと、少し右のほうに寄つたところに「金額比率」というのがございますが、これでごらんいただきますように、融資された中で、一般農業関係が四五・九%、約四六%でございます。一般農事関係以外では、畜産関係がきわめて大きくて四三・四%、果樹関係は、ましようが、非常に少ない、こういうことになつております。一般農事関係では耕耘機が非常に多い、こういう結果になつております。

その次の表でござりますが、これは農家が預貯金をどういうところにしているか、それから借入金はどういうことから借りているかということを表したものでござりますが、預貯金のほうにおきましては、農協が約五六%でござります。銀行に二四・八%、それから相互銀行、信用金庫等はそれほど大きくはございませんが、若干の預貯金がある、こういうことでございまして、借り入れのほうは、これに反します。借り入れのほうは、これに反しまして農協が圧倒的に多くて八六%ぐらくなつて、この二つの数字でございます。

その次の表は、農協の系統機関における預貯金の推移でござりますが、これは六月現在の数字でございまして、これでごらんいただきますように、一三七七年六月の預貯金の伸びが、各段階とも順調でございますが、そのうちで定期的な時金の伸びが農協の段階におきましてはかなり順調である。それから貸出金におきましては、長期の貸し出しが非常にふえて

いる、これは信連の段階においてもそうでございますが、三十七年に入りますと近代化資金の貸し出しが相当伸びておりますので、それらもこの結果に表われているのだと思つてあります。その次の表に移りまして、その次の表は、近代化資金制度と並行して作りました農業信用基金協会、各県にございます信用基金協会の事業の状況でござりますが、三十七年度はまだ全部がわかつておりませんので、三十六年度で申し上げますと、全体の会員数が一万一千六百五十七でございますが、そのうち単協が圧倒的に多く一万四百四十二、出資額は全体で四十四億三千五百万円でございます。これは近代化資金に見合うものが二十七億、一般資金に見合うものが十六億円でございます。で、その出資者を会員別に見ますと、都道府県が多くて、近代化資金に關しましては十六億円出資している、都道府県以外のものは十一億円出資している、こういう状況でございます。それから実際に保証されましたものが、その下に保証額という欄がございますが、この信用基金協会の保証した額は二百二十八億円、そのうち近代化資金にかかるものが百十四億三千二百万円でございます。で、結局近代化資金がこの信用基金協会の保証に依存した割合と、いうものは貸し出しのうち五二・三%に相当するということになりますのでござります。

○説明員(橋武夫君) 水産庁関係の法案といたしましては、漁港法の一部を改正する法律案、それから沿岸漁業等振興法案、二件を御審議いただくわけでございますが、そのうち漁港法の一部を改正する法律案のほうは、先ほど提案理由の御説明にもありましたように、内容は簡潔なものでございまして、中心は、特定第三種の漁港について、ましての漁港修築事業を行ないます場合の負担率を、従来の五割から六割に上げるということを中心とするものでござります。この特定第三種と申しますのは、御承知かと思いますが、漁港法で、漁港を第一種、第二種、第三種、第四種というように、漁港の種類を機能によって分けております。その第三種と申しますのは、漁港の中では比較的大きな、全国的に利用される漁港でございます。その全国的に利用される漁港のうち、さらに水産業の振興という立場から、特に重要なものを政令で指定することになつております。現在政令で指定されております港というのは八つでござります。青森県の八戸、宮城県の塩釜、千葉県の銚子、神奈川県の三崎、静岡県の焼津、山口県の下関、福岡県の博多、長崎県の長崎、この八つでございますが、こういう港につきましての国の修築事業につきましての負担率を、従来の五割から六割に引き上げようというのが改正の趣旨でございます。

なお、この改正を行ないますに加えまして、もう一ヵ所、漁港審議会につきましての規定に改正を加えまして、從来審議会委員九人のうちの一人とし

て水産庁長官が委員として入っておりました。諮問をいたした側の、行政当局側の水産庁長官が、委員会のメンバーとしてこの審議に参加し、その決定の表決に参加するという形が、從来の審議会の運営から申しまして、必ずしも適切ではないというふうに考えられますので、この際、水産庁長官というものを漁港審議会の委員からははずすと、いうのが、もう一つの改正の趣旨でございます。

漁港法の改正の内容はそういうことでございまして、ここで特に事務的に詳しく述べて御説明申し上げることも、今の段階ではないと思ひますので、御質疑の段階で逐次詳細に御説明を申し上げたいと思います。

もう一つ、沿岸漁業等振興法案でございますが、これにつきましては、お配りいたしました沿岸漁業等振興法案関係資料という資料の終わりのほう、ページ数にいたしますと、三十七ページ以下でございます。これに事務的な補足の説明の趣旨を印刷してございましたので、これによりまして、事務的な補足説明を申し上げたいというふうに思ひます。

法案の全体の構成でございますが、第一条から第七条までというのが、沿岸漁業等に関する国的基本的な施策の方向づけの基本的なことを書いてござります。それの方向に従いましてどういう具体的な施策を講ずるかということが、第八条以下に書いてございます。大きく言えば、その二つからなりていると言えるわけでございます。

以下、各条文について御説明申し上げますと、第一条は、法律の目的を明らかにしているわけでございまして、

最近における国民经济の成長の中で、漁業の經營体の大部分を占める沿岸漁業は、ほかの産業と比較しまして、生産性もまた從事者の生活水準もかなり低い位置にあるということです。特に中小漁業は經營の面から申しましても非常に不振はあるいはまた不安定なもののが多いのが現状でございます。なお、そういう傾向がさらに拡大されるというふうな憂いもござりますので、その解決を進めますため、この法律においては、国民经济の成長発展と社会生活の進歩向上に即応いたしまして、沿岸漁業等の生産性の向上、その従事者の福祉の増進、その他、沿岸漁業等の近代化と合理化に關しまして必要な施策を講ずることによりまして、沿岸漁業等の発展を促進し、あわせてその従事者が他産業従事者と均衡する生活を営むことを期すことができるところを目的としまして、それによりまして従事者が他産業従事者と均等することを、この法律案の目的としているわけでござります。

ンプあるるいはノリの採取のようなものもござりますが、この場合、政令で定める小型の漁船というものは、現在おおむね十トン程度の漁船といふものを、沿岸漁業の漁船の範囲として考えております。また中小漁業者といふものの範囲として考えております。ものといたしましては、同じく政令で、常時使用する漁船の合計総トン数が千トン以下であつて、しかも常時使用する従事者の数が三百人に達しない程度の漁業者を中小漁業者として、この法律の対象に考えて参りたいというふうに予定しております。

第三条におきまして、第一条の目的を達成いたしますために、国が沿岸漁業等につきまして必要な施策を講すべきことと、その施策の方向づけを八つの項目をあげて規定しているわけでございます。

各項目について御説明を申し上げますと、第一号は、沿岸漁業等の対象とする水産資源の維持増大について規定しております。沿岸漁業などにおきましても、他の漁業の場合と同じく資源の問題といふものはきわめて重要な問題でございます。その資源に見合つた適正な資源の利用といふものを進めて参り、さらにふ化放流を行つて、この資源の積極的な増殖をはかゝれて参ることによりまして、沿岸漁業等の対象となるべき水産資源の維持増大をはかるべきであるということを規定いたしましたのが、第一号でございます。

第二号は、沿岸漁業等の生産性の向上ということを着眼した規定でございまして、この從事者の生活水準の低さの基本、要因の一つは、生産性の低さ

にあるということは、皆さん御存じのとおりでございますので、こういうような現状にかんがみまして、特に生産基礎であります漁港及び漁場の整備を進め、また漁撈技術・養殖技術などの生産技術等につきまして、その向上をはかつて参るための必要な施策を講すべきであるということを明らかにしたものでございます。

第三号は、経営の近代化ということに着眼した規定でございまして、沿岸漁業の生産性の向上をはかつて参りますためにには、やはり経営規模が非常に非零細であつたり、その経営が非常に近代的なやり方で行なわれているよるものにつきましては、この生産性の向上をはかつて参るということの困難もござりますので、漁場の利用方法の合理化をはかりながら、所有漁船の大型化を逐次進めて参るというような形で、経営規模を拡大し、また集団操業など、そういうふうな生産行程につきましての協業化といふようなものも逐次促進して参る。また一本釣のようないくつかなり零細な、非常に技術として古いおくれた段階の技術から、逐次網漁業あるいは養殖漁業といふような生産性の高い漁業に転換をはかつて参る。また漁撈設備の近代化を進めて参るといふようなことによりまして、経営の近代化をはかるべきことを定めておるわけであります。

第四号は、以上の生産段階に対しまして、流通加工の段階についての規定でございまして、流通の合理化、加工、需要の増進、価格の安定といふことを主眼にして規定しているものでござります。その重要な手段といたしましては、協同組合の行ないます共販

業を進めて参る、また冷蔵庫のよろんな水産物の保藏施設あるいは冷蔵自動車の振興をはかることさらに魚価安定基金でありますとか、漁業生産調整合会制度でありますとか、そういうようなら制度を活用することによりまして水産物の生産流通の調整をはかること等によりまして、必要な施策を講すべきことを規定しているものでござります。

それから第五号は、こういう漁業と切り離せない災害との関連におきまして、漁業の災害に対する抵抗力の増加策と申しますが、災害の場合の経営の不安定ということについてきめたものでございまして、そういう自然的条件によつて非常に漁業経営が不安になるということを防止する手段として、災害による損失の合理的な補てんなど必要な施策を講すべきことを定めたものでございます。

次の第六号は、以上のよくな經濟的、物的の面からの經營の合理化、近代化というものと、そういう条件を進めることと並行いたしまして、むしろ漁業を行なう人の面から、その主体的側面としての人の問題について規定したものでございます。こういうふうな漁業の合理化、近代化を進めて参るもの、要はそれを推進して参る人間の問題だというふうに考えられますので、沿岸漁業等についていたします教育でございますとか、あるいは試験研究として、漁業従事者の資質を向上させ、さらに改良普及事業でありますとか、そういうものを充実することによりまして、また市場その他水産物の取引を近代化し、またカン詰業その他の水産加工業の振興をはかることさらに魚価安定基金でありますとか、漁業生産調整合会制度でありますとか、そういうようなら制度を活用することによりまして水産物の生産流通の調整をはかること等によりまして、必要な施策を講すべきことを規定しているものでございま

近代的な沿岸漁業等の従事者としてふさわしい者を養成して参る。さらには進んで沿岸漁業等をもつと漁村の青年に魅力のある産業として形成していくということによりまして、りっぱな人材が確保できるようになりますというがこの趣旨でございます。

それから第七号は、そういうふうな漁業の合理化、近代化ということに密接に関連いたします従事者の家計の安定の問題、さらにその従事者及び子弟の転職の問題について定めたものでございまして、漁業所得によってほかの産業の従事者と均衡する生活を営むことができるようになりますが、漁業の経営の具体的な内容によりまして、あるいはその置かれた条件によりまして、それに上げましたような各般の施策を講じて参るわけでございますが、漁業の経営につきましては、職業訓練あるいは職業紹介の事業を充実いたしますとか、あるいは漁村地方における農業、工業等、産業を振興いたしますとか、必要な施策を講ずることによりまして、その従事者が他の産業に転換する機会といふものを十分に与えまして、その所得を増大して、一方では兼業、副業という形での家計の安定に資するとともに、さらに進んでは他の産業に転ずることの機会をも増して参るようになりますといふのがこの趣旨でございます。

そのような形で各般の総合的な施策を講ずることによりまして、沿岸漁業等の発展と従事者の地位の向上を期しているわけでございますけれども、従事者の福祉を増進いたしましたためには、單にそういう企業の中の施策だけ

形で、それを促進する形で国なり地方公共団体が施策を講ずべきであるということを第六条で規定しているわけでござります。

それから第七条におきまして、沿岸漁業等につきまして國が講じました施策につきまして、毎年国会に年次報告を提出する、またさらに今後講じようとする施策につきましても、その報告において明らかにするということを定めております。

これがこの法案の前半の國の基本的政策について規定したものでござります。

以下その後半、第八条以下で、そういうふうな基本の方針に基づきまして、國が講ずべき具体的な施策を重点的に列挙しているわけでござります。

お配りしてございます資料の四十六ページの一一番うしろの行に「以下第九条から第十一条まで」と印刷してございますが、これは「第八条から」というの誤りでございまして、恐縮でございますが、御訂正を願いたいと思います。その八条以下で具体的な施策について規定しているわけでござりますが、そのまず第八条は、こういう零細な経営規模の沿岸漁業に対しまして、その漁業の構造を改善するための構造改善事業というものについて規定しているわけでござります。これはこの第八条の第二項で規定しておりますように、生産性の高い漁業に転換すること、漁場の利用関係を改善して参考となるいわゆる漁礁を設置したり養殖漁場を造成したり、そういう方法によりまして生産基盤を整備し開発する。また、集団操業のための先達漁船の建造でありますとか、あるいは能率的な漁

具、漁撈装置の設置でございますとか、そういう経営を近代化するための施設を導入いたしまして、また水産物の冷凍なり冷蔵のための共同利用施設でございますとか、あるいは水産物の共同加工場でございますとか、そういう流通加工施設を強化して参るというような手段によりまして、沿岸漁業の生産、流通等、広範にわたる事業を起こしまして、沿岸漁業の生産性を高めるように、構造的改善することを目的として考えられたのが構造改善事業であります。

これにつきましてはすでに御承知のとおりに、昭和三十七年度から一部の府県におきましては事業に着手しております。その他の府県につきましても逐次計画的に実施することとなりました。第八条におきましての都道府県の樹立する構造改善事業計画あるいはこれに基づきまして実施する事業につきまして國が必要な助言を行なうとともに、経費の補助あるいは資金の融通のあっせんなどの事業が総合的かつ効率的に行なわれるようなら援助をしなければならないということを規定しているわけであります。

次に九条につきましては、沿岸漁業と並びまして中小漁業の振興について規定しておるわけでござります。中小

漁業は経営規模なり漁業種類によりますと、かなり経営の不安定なものが多い

のであります。その要因としましてはいろいろな業種ごとに固有な条件もいろいろ考へられるけれども、概括いたしますと、漁場が不安定であるとか、また漁船、漁具漁ろう装置の能率

の、比較的大きな漁業に対しまして能率が落ちるということ、それから水産物の取引関係が整備されていないとい

うこと、また労働環境がかなり劣化しているということなどが、その不安定を来たしている主要な原因と考えられるわけでございます。したがつてこのよ

うな不安定要因を除去いたしまして、その振興をはかる必要があると認めら

れたわけでござります。

またそれはその団体に対しまして必要な助

言指導、資金のあっせんを行なうな

ど、必要な措置を講すべきことを規定

いたしました。

それから第十一条は、そのような漁業

を進めていくためには必要な調査

なり、試験研究といふものの充実に

ついて規定したわけでござります。そ

ういう調査なり、試験研究の重要性と

いうのは当然のこととでございますが、

お、これに伴いましていろいろな数字的

な資料その他につきましては、現在取

りまとめ中でござりますので、近くま

とまり次第、できるだけ早く御提出申

し上げたいというふうに考えております。

これが、法律案の各逐条的な内容に

ついての御説明でございますが、な

お、これに伴いましていろいろな数字的

な資料その他につきましては、現在取

りまとめ中でござりますので、近くま

とまり次第、できるだけ早く御提出申

し上げたいというふうに考えておりま

す。

○委員長(櫻井志郎君) 以上をもって

補足説明の聽取を終わりました。

なお、この際、資料その他について

御要求御質疑等ございましたら御發

言願います。

○天田勝正君 資料の要求ですが、今回提案された四つの法律案のうちで、第一の四果樹以外の永年性植物であります。その要因としましてはいろいろな業種ごとに固有な条件であります。概して申し上げますと、漁業は経営規模なり漁業種類によりますと、かなり経営の不安定なものが多いのであります。その要因としましてはいろいろな業種ごとに固有な条件であります。概して申し上げますと、漁場が不安定であるとか、また漁船、漁具漁ろう装置の能率向上なり経営の近代化並びに従事者の

生活の改善をはかるために改良普及事業が実施されているわけでござりますが、今の調査なり試験研究と相待ちまして、その改良普及事業をさらに強化し、活用いたしていくべきことを十一条で規定いたしていけるわけでござります。

最後に、こういうような施策を進め参りますためにいろいろな重要な事項を定めていく上につきましては、農林大臣は中央漁業調整審議会の意見を聞かなければならぬということを規定いたしたのが第十二条でございます。

そのためにいろいろな重要な事項を定めていく上につきましては、農林大臣は中央漁業調整審議会の意見を聞くかと思えば、一方においては日当だかなければならないということを規定いたしたのが第十二条でございます。

そのためにいろいろな重要な事項を定めていく上につきましては、農林大臣は中央漁業調整審議会の意見を聞くかと思えば、一方においては日当だかなければならないということを規定いたしたのが第十二条でございます。

そのためにいろいろな重要な事項を定め参りますと、總理大臣をはるかにこえる年間三百六十万円なんというものがありますけれども、さて、その待遇にない

で千二百円というのがある。私の記

憶では漁港審議会なんかよつちゅう

それに該当して、たしか二千四百円

じやないかと思ひます。この節出でて

夜おそくなるるものなら、それはダメ

しも食えない。そうすると多少の重

度といいますか、差等があるのはやむ

を得ないとしても、とにかく三百六十

万円から千二百円では、あまりにとん

でもない話なんで、この際、審議する

際には比較してみたいので、農林省関係

だけでいいですからお出し願います。

放牧地を取得し」を削る。

第一条第三項中「自作農維持創設

資金融通法」を「自作農維持資金融

通法」に改め、「農地若しくは採草

法の改正を定めているわけでございま

す。

○委員長(櫻井志郎君) ついでいいですかからお出し願います。

○委員長(櫻井志郎君) まだいいですかからお出し願います。

○委員長(櫻井志郎君) わかりました。

○委員長(櫻井志郎君) どうぞよろしく

お手数をおかけください。

係るもので限る。

第十八条第一項第一号の次に次の  
一號を加える。

の二、農業經營の改善のためにする農地又は採草放牧地（農地

又は採草放牧地とする土地を含む。)の取得(その取得にあたつては、上記の最高二の制限を

て、その土地の農業上の利用を増進するため防風林、道路、水

路、ため池等として利用する必要がある土地をあわせて取得する場合である。その土地の取得

を含む。別表第二において「農業

経営の改善のためにする農地等の取得」という。(に必要な資金

第十八条第一項第四号の二中「又は改善」を削り、同号の次に次の二

の三 林業経営の改善のために  
加える。

する森林（森林とする土地を含む。）の取得又は森林の保育その

他の育林に必要な資金であつて、  
主等の貯蓄の指掌である。

主務大臣の指定するもの

資金」を「前項第一号、第一号

第五号から第八号までに掲げる資  
同項第一号の三、第五号の二、

号及び第八号に掲げる資金につ  
ては、別表第二の貸付金の種類の

〔別に足りない第二の資金の種類の  
掲げる資金を除く。〕に、「別

を「別表第一」に改め 同条第五項とし、同条第三項

「自作農維持創設資金融通法」を「自作農維持資金融通法」に改め、同

同条第四項と同じく、同条第二項の  
次の一項を加える。

農業若しくは沿岸漁業の構造改  
善の計画的推進を図り、又は農業

四  
一 合理的肉用牛の畜産養育規模の農業經營を當たるため計画的、牛又は理用牛の畜産經營を當たるため計画的、牛の導入及び畜舎等の施設の整備を行なうに必要な資金であつて、當該畜産の購入に必要なもの。又は、該施設に係る第十八条第一項第八号に掲げるもののうち、主務大臣の指定するもの。

(二) (一) 農業の構造改善のために必要な事業を一定の区域において総合的かつ計画的に実施するのに必要な資金であつて、次に掲げるもののうち主務大臣の指定するもの。

二 果樹農業振興特別措置法(昭和三十六年法律第十五号)  
第五条第一項に規定する資金に該当する資金であつて、果樹の植栽又は育成に必要なもの。

## 一 農業經營の改善のためにする農地等の取得に必要な資金 貸付金の種類

経営の規模の拡大、農業生産の選択的拡大若しくは林業経営の改善を促進するために必要なものとし別表第二の貸付金の種類の欄に掲げる資金については、その貸付の利率はそれぞれ同表に掲げる

別表第一

利 率	償 還 期 限	据 置 期 間	年		年		年		年		年	
			六分	十五年	十二年	十七年	三十年	二十五年	二十年	十五年	三年	二年
四分五厘	二十二年	(据置期間中は、年五分五厘)	六分	十五年	十二年	十七年	三十年	二十五年	二十年	十五年	三年	二年
三分五厘	十五年	(当該資金に係る事業が国から補助金の交付を受けて行なわれるものについて、年六分五厘)	六分	十二年	十年	十七年	三十年	二十五年	二十年	十五年	三年	二年
二年	三年	(当該資金に係る事業が国から補助金の交付を受けて行なわれるものについて、年四分五厘)	二年	十年	七年	十七年	三十年	二十五年	二十年	十五年	三年	二年
一年	四年	(当該資金に係る事業が国から補助金の交付を受けて行なわれるものについて、年三分五厘)	一年	七年	五年	十七年	三十年	二十五年	二十年	十五年	三年	二年
一年	年	(主務大臣の指定するものについて、年五分五厘)	一年	五年	五年	十七年	三十年	二十五年	二十年	十五年	三年	二年
一年	年	(当該資金に係る事業が国から補助金の交付を受けて行なわれるものについて、年三分五厘)	一年	五年	五年	十七年	三十年	二十五年	二十年	十五年	三年	二年
一年	年	(当該資金に係る事業が国から補助金の交付を受けて行なわれるものについて、年二年)	一年	五年	五年	十七年	三十年	二十五年	二十年	十五年	三年	二年
一年	年	(当該資金に係る事業が国から補助金の交付を受けて行なわれるものについて、年一年)	一年	五年	五年	十七年	三十年	二十五年	二十年	十五年	三年	二年
一年	年	(当該資金に係る事業が国から補助金の交付を受けて行なわれるものについて、年一年)	一年	五年	五年	十七年	三十年	二十五年	二十年	十五年	三年	二年

別表の第一号中「第十八条第一項各号に掲げる資金」を「第十八条第一項二項に規定する資金」に改め、同号の四の中「又は改善」を削り、同表を別表第一とし、同表の次に別表第二として次のように加える。

別表の第一号中「第十八条第一項各号に掲げる資金」を「第十八条第二項に規定する資金」に改め、同号

「第四項」を「第四項及び第五項」に改め、同条第二項中「別表」を「別表第一」に改める。

ある。



